シルバーホンひびき	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

」に改め、同表ＴＥＬ－ＫＵ１の項を削る。

別表第七ブレイルライト１８の項からマウント・バッテンブレイラーの項までを削り、同表に次のように加える。

ブレイルセンスオンハンド日本語版	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号

○厚生労働省告示第百号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

表京都府の項中「、京田辺市」を削る。

○厚生労働省告示第百一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表第二に次のように加える。

1789　イオン浸透式経皮的局所麻酔器

○厚生労働省告示第百二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

本則に次のように加える。

787　イオン浸透式経皮的局所麻酔器

○厚生労働省告示第百三号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十三年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第百四号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第三十四号）の施行に伴い、及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の二の三第一項第一号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

題名を次のように改める。

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第一項第二号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び同令第十九条の二十四の二の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める検査業者検査員研修の内容及び時間

第一条を次のように改める。

（動力プレス検査員研修）

第一条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号。以下「登録省令」という。）第十九条の二十二第一項第一号の研修は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　学科研修は、次の表の上欄に掲げる科目について同表の中欄に掲げる範囲に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	範囲	時間
動力プレスに必要な一般的事項に関する知識	動力プレスの種類及び構造	三時間
	制御系統	五時間
	空圧系統　油圧系統	五時間
	安全機構	五時間
動力プレスの検査の方法に関する知識	分解、組立て及び調整の方法　検査の手順　検査機器の使用方法　各部分の異常の有無の判定方法	五時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）中の関係条項　動力プレス機械構造規格（昭和五十二年労働省告示第百十六号）	四時間

二　実技研修は、動力プレスの検査の方法（分解、組立て及び調整の方法を含む。）について八時間以上行うこと。

三　検査実習は、十台以上の動力プレスを対象として安衛則第百三十四条の三第一項各号に掲げる事項について行うこと。

第三条を次のように改める。

（フォークリフト検査員研修）

第三条　登録省令第十九条の二十二第二項第一号の研修は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　学科研修は、次の表の上欄に掲げる科目について同表の中欄に掲げる範囲に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	範囲	時間
フォークリフトの検査に必要な一般的事項に関する知識	フォークリフトの種類及び構造	二時間
	原動機の種類及び構造	二時間
	動力伝達装置　走行装置　操縦装置	四時間
	荷役装置　油圧装置	四時間
	制動装置　電気系統　安全装置	二時間